

第166回奈良県都市計画審議会

1. 日時：令和2年7月29日（水）午後2時00分～午後3時00分
2. 開催場所：奈良県文化会館 2階 集会室A・B
3. 出席者：塚口委員、岩崎委員、朝岡委員、狭間委員、三浦委員、増井委員、
青木委員（代理出席）、大坪委員（代理出席）、米村委員（代理出席）、
井上委員（代理出席）、大橋委員（代理出席）、荻田委員、中野委員、
中村委員、川口委員、太田委員、清水委員、平井委員、南委員、
小走委員
4. 開催状況：傍聴者なし
5. 第1号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による 産業廃棄物処理施設の
敷地の位置について
報告事項1 大和都市計画区域の市街化調整区域における容積率等の変更について

【事務局】 定刻になりましたので、ただ今から第166回奈良県都市計画審議会を開会いたします。委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。まず始めに、配付資料の確認をさせていただきたく存じます。

お手元に配付しておりますクリップ留めですね。第166回奈良県都市計画審議会座席表、次に委員名簿、同じく幹事名簿。次に左肩ホチキス留めしております議案書、次に同じくホチキス留めしております参考資料集、最後に右上に四角に囲っております報告事項ということで以上6点ですね。ご用意させていただいております。もし不足等ございましたら、挙手いただきましたら、資料の方をお持ちいたします。よろしいでしょうか。

次に、本日の審議会運営についてご説明申し上げます。

本日は、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、入室の際にアルコールによる手指消毒やマスク着用をお願いさせていただいております。また、密閉空間とならないよう窓を一部開放して換気を行って開催しております。さらに、後ほどご審議いただく際のワイヤレスマイクにつきましては、受け渡しの都度、事務局の方でアルコール消毒をいたします。なお、審議会事務局の幹事につきましても、密集を避けるため、本日は議題に係る幹事のみのお出席とさせていただいております。本日出席の幹事につきましては、お配りしております先ほどの座席表をご覧くださいと存じます。

その他、何かございましたら、遠慮なく事務局のほうまでお申し出いただきますようお願いいたします。ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

審議に入ります前に委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

前回、令和元年11月の審議会以降、委員に交代がございましたので、改めて委員の皆様、全員を順にご紹介させていただきたく存じます。お手元にお配りしております委員名簿を併せてご覧ください。

まず、学識経験者1号委員の皆様をご紹介します。塚口博司委員でございます。

【塚口委員】 塚口でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局】 岩崎義一委員でございます。

【岩崎委員】 岩崎でございます。よろしくお願い申し上げます。

【事務局】 朝岡直美委員でございます。

【朝岡委員】 朝岡でございます。よろしくお願い申し上げます。

【事務局】 狭間香代子委員でございます。

【狭間委員】 狭間でございます。よろしくお願い申し上げます。

【事務局】 三浦研委員でございます。

【三浦委員】 三浦です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局】 増井勲委員でございます。

【増井委員】 増井でございます。

【事務局】 また、本日はご欠席でございますが、兒山真也委員、久隆浩委員がいらっしゃいます。

次に、関係行政機関、2号委員の皆様につきまして、本日は代理でご出席いただいている方もいらっしゃいますが、委員ご本人のお名前でご紹介させていただきます。

近畿財務局長 奥達雄委員でございます。

【小林委員】 代理出席させていただいています。奈良財務事務所 小林です。よろしくお願い申し上げます。

【事務局】 近畿農政局長 大坪正人委員でございます。

【久保委員】 代理出席させていただいています。近畿農政局農村振興課の久保と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局】 近畿経済産業局長 米村猛委員でございます。

【河上委員】 代理出席させていただきます。地域開発室 河上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 近畿地方整備局長 溝口宏樹委員でございます。

【青山委員】 代理出席させていただきます。奈良国道事務所副所長でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 奈良県警察本部長 大橋一夫委員でございます。

【今村委員】 代理出席させていただきます。交通規制課 今村でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 また、本日はご欠席でございますが、近畿運輸局長 野澤和行委員がいらっしゃいます。

続きまして、県議会議員を代表する3号委員の皆様をご紹介します。荻田義雄委員でございます。

【荻田委員】 荻田でございます。どうぞよろしく。

【事務局】 中野雅史委員でございます。

【中野委員】 中野でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 中村昭委員でございます。

【中村委員】 中村でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 川口正志委員でございます。

【川口委員】 よろしく。

【事務局】 太田敦委員でございます。

【太田委員】 太田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【事務局】 また、清水勉委員は少し遅れると連絡が入っております。

続きまして、市町村の長を代表する4号委員をご紹介します。

王寺町長 平井康之委員でございます。

【平井委員】 よろしく申し上げます。

【事務局】 また本日はご欠席ではございますが、橿原市長 亀田忠彦委員がいらっしゃいます。

続きまして、市町村の議会の議長を代表する5号委員の皆様でございます。

御所市議会議長 南満委員でございます。

【南委員】 南でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 田原本町議会議長 小走善秀委員でございます。

【小走委員】 小走でございます。どうぞよろしく。

【事務局】 以上で委員の皆様方のご紹介を終わります。

さて、本日の審議会につきましては、委員総数24名のうち、19名の皆様にご出席ただいておりますので、奈良県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、本日の審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席いただき、改めて厚く御礼申し上げます。

それではここからは、議事の進行を塚口会長にお願い致します。会長よろしく申し上げます。

【塚口会長】 それでは、私のほうで進行させていただきます。よろしくお願ひいたします。ただ今から、第166回奈良県都市計画審議会の議事に入りたいと存じますが、本日の議事録署名者ですね、僭越ですが、私の方から指名させていただきます。順番にお願いしております。岩崎委員どうぞよろしくお願ひします。

現在、傍聴の方はおられないようでございますが、その後おいでになられましたら、3名を限度に傍聴を認めることにさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

本日の議案でございますが、お手元の次第でございますように、審議事項が2件ございます。この審議事項は建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての審議についてでございます。まず、この第1号議案につきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 失礼します。少し電気のほうを落とさせていただきます。

【事務局】 建築安全推進課の堅田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。第1号議案について説明させていただきます。

議案は、建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてです。お手元に、議案と参考資料をお配りしておりますけれども、議案の内容については、前のスクリーンで説明させていただきます。

はじめに、計画の概要について、説明させていただきます。

現在の工場は、南大和テクノタウンで、既に稼働している再生リサイクル工場です。南大和テクノタウンとは、大和ハウス工業株式会社が開発し、販売している五條市にある北宇智工業団地のことです。現在の工場では、有価物である金属くず等を破碎し、有用な金属等を取り出して、製品として出荷しております。

計画では、既存工場に、産業廃棄物処理施設の用途を追加するものです。新たに搬入する産業廃棄物は、廃小型家電と建設廃棄物です。廃小型家電については、搬入して破碎し、有用な金属等を取り出して、製品として出荷する計画です。また、建設廃棄物については、搬入して破碎し、容積を小さくして、最終処分場に搬出する計画です。なお、この計画において、新たな建築行為や新たな設備設置はございません。

次に、本案件が、許可を受けなければならないことについて、法律の規定を説明させていただきます。

産業廃棄物処理施設は、建築基準法第51条で、都市計画決定されていない場合は建築等ができないとされています。法第51条には、ただし書きがございます。ただし書きで、特定行政庁、これは奈良県知事のことですけれども、都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認め許可した場合は、建築等が可能とされています。本案件は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく許可を行うにあたり、本都市計画審議会に付議するものです。

許可申請の概要について、説明させていただきます。

申請者は、福源商事株式会社です。名称は、福源商事株式会社五條工場。敷地の位置は、五條市出屋敷町、近内町、ここは市街化区域で用途地域は工業地域でございます。敷地面積は、4万平方メートルあまり。現在の主要用途は工場ですけれども、産業廃棄物処理施設を追加する計画ですので、申請に係る主要用途は工場及び産業廃棄物処理施設となります。工事種別は用途変更です。

具体的には、昨年秋に完成した鉄骨造平屋建ての既存工場に、産業廃棄物処理施設の用途を追加するものです。計画している産業廃棄物処理施設で処理する産業廃棄物は、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくずの7種類ですけれども、その中で、今回建築基準法第51条ただし書き許可の許可対象となる産業廃棄物は、廃プラスチック類のみで、その処理能力は1日あたり32トンです。

許可申請の理由について説明させていただきます。

五條市出屋敷町及び近内町において、原材料である金属くず等を破碎・選別する既存工場の一部について、原材料に産業廃棄物である廃小型家電及び建設廃棄物を追加し、これらを破碎・選別する産業廃棄物処理施設の用途を追加しようとするものでございます。

次に計画地の位置でございます。

計画地は、京奈和自動車道の五條北インターチェンジから、北西に約2キロメートルにある南大和テクノタウンの中にあります。計画地の用途地域は、工業地域で、許容建蔽率は60%、許容容積率は200%です。計画地の周辺を拡大したものでございます。水色のところが、南大和テクノタウンで、約70ヘクタールの工業団地です。計画地は、赤で囲んだ範囲で、約4ヘクタールでございます。

空中写真をご覧ください。

だいたい色の破線が南大和テクノタウン、赤線が計画地、右側の緑の線が京奈和自動車道でございます。空中写真では、計画地は空き地になっておりますが、現地には昨年完成した工場が建っています。南大和テクノタウンは高台になっており、周囲は緑に囲まれています。現在、申請者である福源商事を含めて9社が操業し、5区画が空き地になっております。

五條北インターチェンジから、計画地までの道路の状況です。すべて2車線以上の道路となっています。昨年の秋に完成した既存工場の写真です。画面左下の写真が植栽の状況、画面右下の写真が緑地の状況です。

敷地の状況について、説明させていただきます。

既存建築物が2棟ございます。1つ目の棟が、画面左側の事務所棟で、鉄骨造平屋建て、床面積約550平方メートルです。2つ目の棟が、工場及び産業廃棄物処理施設棟で、鉄骨造平屋建て、床面積約6,600平方メートルです。

今回の申請は、この工場棟のうち赤で囲んだ部分において、産業廃棄物である廃小型家電及び建設廃棄物を破碎・選別する産業廃棄物処理施設の用途を追加しようとするものです。なお、今回の用途変更に伴って、新たな建築行為や、新たな設備の設置はございません。

画面の右側、敷地では南側ですけれども緑地を設けます。また、画面の左側と下側、方角では北側と西ですけれども、植栽を設けて周辺環境に配慮しております。

次に、作業工程について説明させていただきます。

赤の矢印が、破碎機に至る搬入経路で、青の矢印が破碎後の搬出経路です。画面左の写真が、破碎機です。画面の上の方をご覧ください。

廃小型家電については、搬入後、電池等を取り除いて破碎機に投入し破碎します。破碎後、鉄、銅、アルミ、プラスチックなどに選別いたします。画面下の方をご覧ください。建設廃棄物については、搬入後、破碎機に投入して破碎し容積を小さくします。

以上が、作業工程でございます。

建築基準法第51条ただし書き許可を行うにあたり、敷地の位置が都市計画上支障がないと考えた観点を説明させていただきます。

まずは、敷地の位置の観点です。この観点は、国土交通省が技術的助言として示されている都市計画運用指針を参考にしています。

1点目、都市計画運用指針では市街化区域においては、工業系の用途地域に設置することが望ましいとされています。計画地の用途地域は工業地域であり、支障ないと考えています。

2点目、都市計画運用指針では、搬出入のための道路が整備されていることが望ましいとされています。計画地は、京奈和自動車道の五條北インターチェンジから、敷地に至る道路は、すべて2車線以上となっています。また、敷地内に駐車場を確保することから、搬出入車両の通行に支障はなく、周辺道路の渋滞を招くおそれはないと考えています。

3点目、都市計画運用指針で、災害の発生するおそれの高い区域に設置することは望ましくないとされています。計画地は、浸水常襲地域外、土砂災害警戒区域外、土砂災害特別警戒区域外、砂防指定地外、地すべり防止区域外、急傾斜地崩壊危険区域外であることから、災害の発生のおそれの高い地域ではなく、支障ないと考えております。

4点目、都市計画運用指針では敷地の周囲は、緑地の保全又は整備を行い、修景及び敷地外との遮断を図ることが望ましいとされています。計画地は、敷地の周囲に植栽や緑地を配置し、周辺環境に配慮していることから、支障ないと考えております。

これらのことから、敷地の位置の観点において支障がないと考えています。

次に公害対策の観点、地元同意等の観点を説明させていただきます。

これらの観点は、国土交通省から技術的助言として示された観点ではございませんが、建築基準法第51条ただし書き許可を行うにあたり、県として大切な観点と考えております。

それでは、公害対策の観点を説明させていただきます。

産業廃棄物の保管や破砕は、建築物内で行う計画です。破砕に伴う騒音や振動については、規制基準を満足する計画です。具体には、騒音の予想値は最大で60デシベルで、騒音規制法の規制基準である昼間の70デシベル、朝夕65デシベルを下回っております。振動の予想値は最大43デシベルで、振動規制法の規制基準である昼間65デシベル、夜間60デシベルを下回っております。

次に、破砕に伴う粉塵対策として、集塵機を設置し、必要に応じて散水する計画です。また、破砕に伴って、排水や悪臭は発生しません。なお、散水した水や建築物内の清掃に使用した水は、敷地内に設置している油水分離槽を介して公共下水道に排水いたします。これらのことから、災害発生のおそれはないと考えています。

最後に、地元同意等の観点です。

地元自治会である出屋敷町総代、そして、隣接地の所有者から、産業廃棄物処理施設を設置することについて、同意を得ています。地元市町村である五條市長から、都市計画上支障がない旨の回答をいただいています。

また、所轄消防である五條消防署長から、消防同意を得ております。

これらのことから、地元同意等の観点からも、支障はないと考えています。

以上で、第1号議案建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【塚口会長】 はい、ありがとうございました。それでは議案内容の説明が終わりましたので、当件につきまして、ご意見・ご質問があれば発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。朝岡委員。マイクをお願いします。

【朝岡委員】 朝岡です。奈良県では51条ただし書き許可について、付議基準や許可基準といったものがないということで、今ご説明いただいた3つの観点からまた判断するというご説明だったと思うのですが、これまでに手続きの公平性や透明性、あと説明責任といった観点から言わせていただくのですが、建築基準法第51条ただし書きとかの申請とかはどの程度あって、過去はどのような要件に基づいていて審議がなされていたのかといったことについてお聞きします。

2点目なんですけれども、先ほど、位置関係についてご説明いただいたのですが一番近い集落というか学校、病院とかそういったところとの距離がどの程度あるのかといった所を教えていただきたいと思っています。

【塚口会長】 では事務局のほうでお答えよろしくお願いいたします。

【事務局】 建築安全推進課長の松本でございます。よろしくお願いいたします。

まず1点目の公平性や透明性、説明責任の観点でございますが、委員、おっしゃったように、県では51条ただし書きの審査基準を持っておりませんが、この51条ただし書き許可は都市計画の位置の決定に関することと同様なものと考えておりまして、国土交通省

が示している都市計画運用指針にある、都市計画決定の基準を参考に審査しているところでございます。また、日本建築行政会議市街地部会の報告書もただし書きの許可に際して参考にして審査しているところでございます。これまでも、51条の許可に関する審査におきましても同様に審査してきたところでございます。

また、近くに住宅やそういった公共的な施設があるのかなのかというご質問でございますけど、申請地周辺300メートル以内のところにおいては住宅は6軒ございます。なお幼稚園、小学校の教育施設や社会施設等はございません。なお6軒の住宅は敷地の南東に位置しているのですが、申請敷地の間には道路や山があり、住宅からは視認できない状況でございますので、周辺的环境に対しては影響はないと考えております。以上でございます。

【塚口会長】 よろしいでございませうか。はい、ありがとうございます。

他にご意見、ご質問ございますでしょうか。

(「特になし。」の声あり)

【塚口委員】 はい、それでは、ご意見、ご質問も出尽くしたようでございますので、質疑については終了して、お諮りしたいと思います。当案件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

【塚口会長】 はい、それでは異議無しという声をいただきましたので、本案件につきましては原案どおり承認させていただきます。ありがとうございます。

これにて、審議案件については終了させていただきます。あと一つ、次第にもございますように報告事項が一件ございます。大和都市計画区域の市街化調整区域における容積率等の変更についてでございます。これにつきまして事務局から説明をお願いします。

【事務局】 少しお待ちください。

【事務局】 それでは、大和都市計画区域の市街化調整区域における容積率等の変更について報告させていただきます。お手元に、資料を配付しておりますが、報告の内容については、前のスクリーンで説明させていただきます。

これまでも、当審議会におきまして、同様の報告を行っていますが、前回から委員のみならず、代わられている委員もおられますので、制度の概要を説明させていただきます。

はじめに、建築基準法では、用途地域の指定のない区域、つまり奈良県の場合は市街化調整区域になりますけれども、容積率、建蔽率、建築物の各部分の高さの指定については、特定

行政庁、これ奈良県知事ですけれども、都道府県都市計画審議会の議を経て、定める、あるいは指定すると規定されております。

本案件は、これらについて、法の規定に基づき当審議会にお諮りするものでございますが、平成16年の本審議会において、容積率などを変更した後、その後に開催される審議会に事後報告することで足りる旨、ご了承を頂いております。

その経緯について、説明させていただきます。

奈良県では、市街化調整区域における既存集落の活性化を図るため、都市計画法第34条第11号に基づいて、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例を平成17年1月1日に施行しております。この条例に基づいて、市街化調整区域内の一定の区域を指定すると、指定されたところは住宅等の立地が可能とされました。この条例の区域の指定は、市町村からの申し出に基づきまして、奈良県開発審査会の意見を聞いて県が指定することとしています。このような住宅等の立地を可能とした区域に指定された地区の容積率等の数値につきましては、通常の市街化調整区域の数値等を適用することは問題があるため、容積率の変更などが必要となります。そこで、条例に基づいて区域を指定する場合は、市街化調整区域における一般的な数値である容積率400%、建蔽率70%などを、市街化区域の第一種住居地域における一般的な数値である容積率200%、建蔽率60%などに変更することについて、平成16年度 第133回 奈良県都市計画審議会においてご了承いただいております。また、このような標準値に容積率、建蔽率等を変更する場合は、その後に開催される直近の奈良県都市計画審議会に報告することで足りるということにつきましても、同じ審議会でご了承いただいております。それでは、前回の本審議会以降に、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例に基づく区域指定に伴う容積率等の変更が1件ございましたので報告させていただきます。

河合町の1地区において、令和2年4月21日に容積率等を変更させていただきました。

対象となる地区は、ご覧の赤い線で囲んでおります河合町佐味田地区で、近鉄田原本線池部駅より、南に約1kmの距離に位置します。地区面積は、26.8ヘクタールでございます。この地区におきまして、市街化調整区域の通常の規制であります容積率400%、建蔽率70%、道路斜線勾配1.5、隣地斜線勾配2.5であったものを、指定区域の標準値である容積率200%、建蔽率60%、道路斜線勾配1.25、隣地斜線勾配1.25に変更したものでございます。

以上で、大和都市計画区域の市街化調整区域における容積率等の変更についての報告を

終わります。

ありがとうございました。

【塚口会長】 ありがとうございました。ただいまの報告事項に関する説明につきまして何か委員の皆様方からご質問ございますでしょうか。

(「特になし。」の声あり)

【塚口会長】 そうですか。はい、それではみなさまよろしいございますね。

はい、それでは特に質問がないということにさせていただきます。それではこの報告事項につきましては、これで審議を終了したいと思います。それでは、最後に今回の審議会はですね、コロナウイルスの感染拡大が懸念されている中で開催した体でございますが、今後の都市計画審議会の運営につきまして事務局から連絡・ご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

【事務局】 失礼いたします。県土利用政策室の坂本といたします。よろしくお願ひいたします。

先般より、新型コロナウイルスの感染拡大が叫ばれている中、今後、第2波、第3波といったものが訪れる可能性があるかと昨今言われております。今後、この状況に変化の伴い、本審議会のあり方につきまして、事務局の中でいろいろ検討を進めているところであります。今後、奈良県都市計画審議会開催の運営について事務局として、現在検討している内容について少しお時間をいただきまして説明をさせていただきたいと思ひます。

この都市計画審議会は、奈良県のまちづくりでありますとか、道路政策を進めていく上で、非常に重要な審議会であると認識をしております。例年、7月、11月、2月の年3回程度を開催しており、本年度においてもその予定で開催を考えております。今般、新型コロナウイルス感染症という、今まで経験したことがないような状況下において、安易に開催を延期するということは、社会経済活動への影響が非常に大きいものと考えております。このような状況下において、審議会の開催方法についてですね、具体的にどのように開催することがこのコロナ渦の時代において適切な開催方法であるかということについて少し検討をさせていただきます。

まず、重要なポイントとしまして、今回同様に会場に入らせていただく際の含めてですね、3密を回避するような対応、先ほど冒頭に述べました3密を回避するために窓を開けますとか、いろんなことを対策をやっていきたくと思っております。その上で、ソーシャルディスタンスを確保したうえで、通常通り開催するという事ではないかと考えております。

今回のようにソーシャルディスタンスの確保をできるだけ配慮して開催する、このようなかたちで開催できれば我々としては大変ありがたいことだというふうに考えております。

また、その他の開催方法としましてソーシャルディスタンス確保のために情報通信機器を活用したモニター等を通じてのリモート会議という様な形式がございます。例えばこの建物で言いますと、多くの部屋を借り上げさせていただいて、この文化会館でいいますと、県がその中で情報機器等を置いて、それぞれの部屋から各委員の方々にリモート会議に参加していただくことも考えられます。また、委員それぞれの事務所でありますとか、ご自宅、研究室等から情報機器が既にあつたり、設置が可能でありましたらインターネット回線を通じて審議にご参加いただくというような方法ができないかということも考えております。これに関しては主催しております我々県側の課題でございますが、職員が情報機器端末の用意でありますとか、リモート会議をするためのアプリケーション、そういったことを用意することが非常に現在困難な状況でございますので、開催する際は専門業者のほうに委託をするということになるのではないかと考えております。

それともう一つ書面による開催ということも検討の中の一つでございますが、本審議会の性格上、できるだけオープンでご議論いただきたいと思っております。書面開催というのは難しいのではないかと考えております。つまり、審議会の性格、案件の重要性でありますとか、構成、人数などを勘案しまして、書面開催というのは非常に難しく、書面開催ができるとすれば、報告案件などの審議の必要でないものの場合のみというふうに考えております。

最期に審議会の開催延期というようなことも想定されるのではないかと考えております。これは4月にございました緊急事態宣言などで都市間の移動制限を伴う社会経済活動の自粛でありますとか制限がなされた場合を想定し、開催予定時期で社会情勢を勘案して、真にやむを得ないといった場合と考えております。事前に日程等を御案内させていただいておりますけれどもコロナの状況によりましては開催を変更させていただく場合もあるというようなこともあります。この場合は誠に申し訳ございませんが、直前になるかもわかりません。御案内をさせていただき、ご了承いただくというような形になるかと思っております。

以上、考えられる例というのを述べさせていただきましたが、審議会の開催運営につきましては、奈良県都市計画審議会運営規程によりますと、規程の第12条に「この規程に定めのない事項は、会長が定める」ということになっております。今後、事務局としましては、開催時期の状況を踏まえ、会長とご相談させていただいたうえ、開催方法を決定して

いきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【塚口会長】 はい、ありがとうございます。ただいま事務局からご説明ございましたように、当審議会の運営について今後いろいろとベストな、あるいは次善かもわかりませんが、望ましい方法を考えていかなければならないということでもあります。事務局がおすすめされた4つの方法でございますが、まず、1点といたしまして、今回と同様に3密を避けるなど感染予防をとった上で通常の方法で開催すると。こういうことがまず考えられます。

それから2つ目はですね、リモート会議でございます。このリモート会議はですね、例えばこの建物のいくつかの部屋に分散して、そして、その間をテレビ会議風につなげるというもの。それからもう一つのリモート会議としましては、私たち委員が事務所であるとか、研究室とか、自宅とかそういうところにおりまして、それをつなぎ、こういうふうな形のリモートもあり得るとは思いますね。

それから、もう一つが書面による会議でございます。

また場合によっては開催延期ということもあるかと思えます。

概ねこの4つに分けてですね、事務局のほうで提案があったということだと思えます。運営規程に沿ってですね、この運営はしていくわけでございますが、運営規定に定めのない事項についてはですね会長が定めるということになっております。今後のですね、この会議の運営につきまして、どういうふうにしていったらよろしいのか、委員の皆様方から、ご意見ございましたら承りたいと思えますが、いかがでしょうか。どちらさまか、何かご意見ございますでしょうか。事務局としては概ね4つに分けてですね、方法のうちで、その時点においてベストなものを選ぶという姿勢のようでございますが、何かこの件につきましてご発言ございますでしょうか。

【川口委員】 会長と事務局のほうで適切に状況を判断し、措置して下さい。

【塚口委員】 はい、わかりました。

【塚口委員】 今、川口委員が言われましたのは、特に定めのないものについては、会長が審議会に諮っていく、こういう形になっているということで、事務局もそういう方向でおっしゃったのかなと思えますが、皆々様方、今、川口委員がおっしゃっていた方向でもって進めていくということでご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

【塚口会長】　　そうですか。

実際問題、どんな形になるのかわかりませんので、私の判断となっていますが、事務局と相談しながら、審議会のみなさま方にもご意見伺いながら進めていきたいと思えます。少し違った状況になると思えますので、その状況にあった方法で、そのときのベストなものを選択していこうと思えます。

それでは、一応、審議案件、それから、報告事項についても、議論が終わったということでございますが、皆様方、他に何か意見はございませんでしょうか。よろしゅうございませぬか。

それでは、以上をもちまして、議案の審議及び事務局からの報告を終了します。皆様には円滑な議事の進行にご協力をいただき、ありがとうございました。それでは、会議の進行を事務局にお返しします。よろしくお願ひします。

【事務局】　　塚口会長、ありがとうございました。また、本日も出席いただきました委員の皆様、熱心なご審議いただきましてありがとうございました。

最後に事務局から次回審議会のお知らせをさせていただきます。例年、開催されます11月でございますが、現時点では予定している案件というのは特にございませんので、次回の審議会につきましては、来年の2月頃の開催を予定しております。また、開催日時が決まりましたら、改めてご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、第166回奈良県都市計画審議会を閉会します。本日はありがとうございました。